

## 落札後の注意事項

### 1 権利移転手続

入札終了後、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が落札者等へメールにて落札した公売物件の売却区分番号、公安委員会が行うインターネット公売手続に係る事務を行う兵庫県警察本部交通部交通指導課放置駐車管理センター（以下「放置駐車管理センター」という。）の所在及び連絡先等をお知らせします。

メール確認後できるだけ早く、放置駐車管理センターへ電話にて連絡を行い、権利移転手続について説明を受けてください。

#### (1) 必要な費用

動産	・ 落札価額 － 公売保証金額
自動車	・ 落札価額 － 公売保証金額 ・ 自動車検査登録印紙相当額
不動産	・ 落札価額 － 公売保証金額 ・ 登録免許税相当額

#### 留意事項

- ・ 必要な費用は、一括で納付してください。買受代金納付期限までに、公安委員会が納付を確認できる必要があります。
- ・ 上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転等に伴う費用は落札者の負担となります。

#### (2) 必要な書類

必要な書類の一部は公安委員会ホームページからダウンロードできます。

動産	・ 公安委員会から落札者等へ送信したメールをプリントアウトしたもの ・ 住所証明書 ○ 落札者が法人：商業登記簿抄本 ○ 落札者が個人：住民票等 ・ 保管依頼書（保管を希望する場合） ・ 送付依頼書（送付を希望する場合）
自動車	・ 公安委員会から落札者等へ送信したメールをプリントアウトしたもの ・ 住所証明書 ○ 落札者が法人：商業登記簿抄本 ○ 落札者が個人：住民票等 ・ 所有権移転登録請求書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車保管場所証明書</li> <li>・ 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))等</li> <li>・ 自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書</li> <li>・ 郵便切手 1,500 円程度(落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部以外の場合)</li> </ul>
<b>不動産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公安委員会から落札者等へ送信したメールをプリントアウトしたもの</li> <li>・ 住所証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 落札者が法人 : 商業登記簿抄本</li> <li>○ 落札者が個人 : 住民票等</li> </ul> </li> <li>・ 所有権移転登記請求書</li> <li>・ 共有合意書(共同入札の場合)</li> <li>・ 権利移転の許可書又は届出受理書(農地の場合)</li> <li>・ 郵便切手 1,500 円程度</li> </ul>

#### 留意事項

- ・ 上記書類は、買受代金納付期限までに公安委員会へ提出してください。

### (3) 物件の権利移転について

<b>動産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接引渡しの場合 公安委員会の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。引渡場所が放置駐車管理センター以外である場合は、公安委員会が「売却決定通知書」を交付しますので、引渡場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。 なお、引渡場所に放置駐車管理センター職員は同行しません。</li> <li>・ 宅配便等で引き取る場合 公安委員会が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送します。 なお、送付費用は落札者の負担となります。 また、公売物件が美術品等で特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ放置駐車管理センターに相談してください。</li> </ul>
<b>自動車</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利移転手続 公安委員会は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続(登録)を行います。</li> <li>・ 直接引渡しの場合 公安委員会の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。売却決定後(入札終了日の7日後)、公安委員会が買受代金の納付を確認した</li> </ul>

	<p>後に引き取りが可能となります。</p> <p>買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。(詳細は落札後にいただく電話等で説明します。)</p>
<b>不動産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利移転手続 <p>公安委員会は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続(不動産登記の嘱託)を行います。開札日から所有権移転の登記手続完了までは、2ヶ月程度の期間を要します。</p> <p>なお、公安委員会は落札者への不動産登記簿上の所有権移転等の登記は行いますが、実際の引渡しは行いません。</p> </li> </ul>

#### 留意事項

- ・ 自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所が、前所有者(現在の登録を受けている所有者)と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

#### (4) 落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人(落札者が法人の場合はその代表者)が買受代金の支払い又は公売物件の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払い又は公売物件の引き取りを行えます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑証明及び代理人の本人確認書面等が必要となります。

#### 留意事項

- ・ 落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い又は引き取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

#### (5) 権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権等の権利は落札者に移転します。

※ ただし、公売物件が農地の場合は都道府県知事等の許可等を受けた時点となります。

## 2 重要事項

落札者の権利移転手続における重要な事項ですので、必ず確認してください。

<b>危険負担</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、落札者が負うこととなります。</li> </ul>
<b>担保責任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公安委員会及び放置駐車管理センターは、公売物件の種類又は品質に関する不適合について担保責任を負いません。</li> </ul>
<b>引渡し条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況(現況有姿)で</li> </ul>

	引渡します。
<b>公安委員会の引渡し義務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合 公安委員会は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けてください。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても公安委員会及び放置駐車管理センターは現実の引渡しを行う義務を負いません。</li> <li>・ 公売物件が不動産の場合 公安委員会は、落札者への不動産登記簿上の所有権移転等の登記は行いますが、物件の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミ等の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等は、全て落札者自身で行ってください。 また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行ってください。公安委員会及び放置駐車管理センターは関与しません。</li> </ul>
<b>返品・交換</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。</li> </ul>
<b>保管費用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買受代金納付期日に公売物件を引き取らない場合、保管費用がかかります。</li> </ul>
<b>落札者(最高価申込者)決定後、公売保証金が返還される場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買受代金が納付されるまでに公売物件に係る差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は返還されます。</li> <li>・ 買受代金の納付前に、滞納者等から不服申立て等があった場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受けを辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は返還されます。</li> </ul> <p>※ 公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。</p>

#### 留意事項

- ・ 入札方式が入札形式による公売で、公売物件が不動産等の場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含まれます。

### 3 落札者の注意事項に関するお問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部交通指導課放置駐車管理センター執行係

電話 : 078-321-7990

受付時間 : 平日 9:00~17:00